

墓地に関する重要なお知らせ(再通知)

墓地永代使用者各位

平素は当山護持にご尽力下さりありがとうございます。さて、墓地使用に關しまして、下記の通り墓地内整理を行わせていただきます。該当されるお方、また親類縁者様がおられましたら、期限内にお寺の方までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1, **墓地管理料長期未納（8年以上）並びに住所変更未届（住所不定）の墓地の確認調査を令和4年9月1日～令和5年8月31日**に行います。
調査対象墓地については、墓地前に立て札を立てさせていただきます。

調査期間終了

- 2, 上記において無縁墳墓として取り扱い対象となった墓地については、**無縁墳墓として1年間立て札を立てます**（上記と同様の立て札）。また、併せて**官報に無縁墳墓改葬**の掲載を行います。

令和5年8月31日付を以て掲載しました

- 3, 1, 2, 何れにおいても墓参、墓地管理料納入、住所変更届提出等が墓地永代使用者・親類縁者から行われなかった場合は、**墓地を撤去し、埋葬物を無縁供養塔へ合葬させていただきます**。

なお、**墓地管理料未納の墓地永代使用者様**に対しては、**第三者を通じて、墓地管理料滞納金、墓地撤去費用、またこれらに関わる諸費用を請求させていただきます**。

令和6年8月31日付で

墓碑撤去・第三者による諸費用請求を開始します

令和6年7月1日

宗教法人 銀山寺